平成29年度「規制緩和要望」について

平成29年10月19日 一般社団法人 第二地方銀行協会

当協会は、平成29年度「規制緩和要望」として、地域活性化や金融業務等に 関する規制緩和要望を別添のとおり取りまとめ、内閣府(規制改革ホットライン) に提出いたしました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

金融情報室:鈴 木

Tel: 03-3262-2347

平成29年度 規制緩和要望

一般社団法人 第二地方銀行協会

目 次

No. 1	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の撤廃 ・・・・・・1
No. 2	保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外・・・・・2
	「事業承継」、地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲分の取り扱い解禁 ・・・・・・・・・・・・・・・・3
No. 4	「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外 ・・・・4
No. 5	外国人就労に際しての就労ビザの職種拡大・・・・・・5
No. 6	社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」 元化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
No 8	相構が大きい特定保险募集人の該当其淮の目直l · · · · · · 8

No. 1 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の撤廃

(1) 要望の具体的内容

顧客利便性の向上の観点から、銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資 先販売規制、担当者分離規制等)を撤廃して頂きたい。

(2) 要望理由(弊害の具体的内容等)

本規制については、銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられ ているが、そもそも銀行は、独占禁止法や個人情報保護法、監督指針等の下 で、優越的地位の濫用防止や利用目的の同意確認、情報管理の徹底など、法 令順守による内部管理態勢が十分に構築されており、更には「顧客本位の業 務運営」の観点から最適な商品の提供に努めていることから、圧力販売等の 懸念はより一層低下している。

特に「融資先販売規制」「担当者分離規制」については、窓口に来店した 場合等、顧客からの申し出であっても、勤務先が事業性融資先であることや、 対応した職員が融資業務の担当であることを理由に、法令等で提案・販売で きないというのは、顧客の理解を得にくい状況にあり、顧客の利便性が阻害 されている。

これまで段階的に規制緩和が行われてきたが、少なくとも損害保険につい ては、長期性、再加入困難性等はないと思われ、更なる見直しを要望する。

(3)制度の現状・根拠法令

(制度の現状)

銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利 便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられている。

- · 非公開情報保護措置、 · 融資先販売規制
- タイミング規制、
- 担当者分離規制
- ・預金との誤認防止措置

(該当法令等)

保険業法施行規則第212条、第234条第1項等

No.2 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外

(1) 要望の具体的内容

顧客利便性の向上の観点から、生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係(人事・資本)を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外して頂きたい。

(2) 要望理由 (弊害の具体的内容等)

本規制は、銀行の圧力販売防止が目的とされているが、法令順守の下でその適切な態勢を構築しており、過度な規制と考えられる。

また、規制対象を一律に禁止しているため、窓口に来店した場合等、顧客からの申し出であっても対応できず、特に、銀行職員が少数しか出向していない企業や大企業の役職員等、実質的支配が及ばない企業については、申込みできない理由が直接本人に起因しないことから、顧客の理解を得にくい状況にあり、顧客の自由な商品・サービスの選択や利便性が阻害されている。

金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制の対象から除外して頂きたい。

(3)制度の現状・根拠法令

(制度の現状)

企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されている。

(該当法令等)

保険業法第 300 条第 1 項第 9 号、同法施行規則第 234 条第 1 項第 2 号、平成 10 年大蔵省告示第 238 号、保険会社向けの総合的な監督指針 II-4-2-2(7) ③

No.3 「事業承継」、地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取り扱い解禁(新規要望)

(1) 要望の具体的内容

- ①「事業承継」に関連した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。
- ②再開発事業、コンパクトシティ形成事業、まちづくりのための特定の事業 に限定し不動産仲介業務の取扱いを解禁する。

(2) 要望理由 (弊害の具体的内容等)

現在、地域金融機関が積極的に取り組んでいる「事業承継支援」と地方創生としての「まちづくり」において、不動産の取り扱いが重要なポイントなる事案が多い。

地方では、大手不動産会社が地域活性化事業に携わるケースが少ないため、不動産情報は銀行に集まる傾向にあり、更には、銀行所有不動産の賃貸に係る監督指針の改正を措置いただいたことで、情報・ニーズ等が、銀行により集まる傾向となることが見込まれる。

当事者や第三者の思惑が働き繊細な問題となりやすい事業承継や、銀行所有不動産を起点に周辺不動産との一体開発などに関わる不動産取引を顧客からの信頼が厚い金融機関が中立的立場で手掛けることは案件の円滑な進展と顧客利便性に大いに貢献できるものと思料する。

(3)制度の現状・根拠法令

(制度の現状)

- ・銀行が宅地建物取引業を兼業できない。
- ・宅建業の免許なしでは不動産仲介業務を無償有償問わず行えない。

(該当法令等)

銀行法 12条、16条の2第1項、宅建業法 12条

No.4 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外

(1) 要望の具体的内容

顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。

(2) 要望理由 (弊害の具体的内容等)

銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性や支払可能見込額等について契約の都度調査を行ったり、年度毎に取扱状況等に関する詳細な報告書を提出するなど、業務遂行に伴う事務・管理態勢等の負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。

提携教育ローンについては、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われ、現行規制においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされていることから、同様の取扱いとしても問題にならないと考える。

学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、かかる銀行事務負担が軽減できれば、ローン利用者の経済的な負担軽減のほか、地域金融機関が地元教育機関と提携することによる首都圏の学生集中是正等にも寄与すると考える。

本規制の目的は理解できるが、こうした効果等も勘案し検討いただきたい。

(3)制度の現状・根拠法令

(制度の現状)

平成 20 年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となった。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断している。

(該当法令等)

割賦販売法第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第 2項

No.5 外国人就労に際しての就労ビザの職種拡大 (新規要望)

(1)要望の具体的内容

将来の橋渡し役を担う人材を育成するための就労ビザの新設、又は「国際業務」のビザ取得要件の緩和を検討いただきたい。

(2) 要望理由 (弊害の具体的内容等)

現行制度では、ビザ取得要件のうち「技術・人文知識・国際業務」の中から、通訳等の一部職種での採用に限られている。

現在、地域金融機関では、取引先企業の海外進出支援やインバウンド支援に積極的に取り組んでいる。

外国人留学生の中には、日本と母国の橋渡しを志向する学生も相応にいるが、外国人留学生を雇用しようとした場合、通訳等に職種が限定されてしまい、多くの人材を雇用することが難しい。

法人向け営業職等で、日本の中小企業や商慣習等を現場で学び、将来の橋渡し役を担う人材を育成するための就労ビザの新設、又は「国際業務」のビザ取得要件の緩和を検討いただきたい。

(3)制度の現状・根拠法令

(制度の現状)

就労ビザは17種類に限定されている。

①外交、②公用、③教授、④芸術、⑤宗教、⑥報道、⑦高度専門職、⑧経営・管理、⑨法律・会計業務、⑩医療、⑪研究、⑫教育、⑬技術・人文知識・国際業務、⑭企業内転勤、⑮興行、⑯技能、⑰技能実習

(該当法令等)

出入国管理及び難民認定法第2条の2

No.6 社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの簡素化

(1) 要望の具体的内容

社会福祉法人の利便性向上のため、当該法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを届出等で済むよう簡素化していただきたい。

(2) 要望理由 (弊害の具体的内容等)

社会福祉法人の財産を銀行単独で担保設定する場合、当該法人の申し出であっても、所轄庁の事前の承認が必要である一方、国が出資している独立行政法人福祉医療機構が関与する場合は、不要であるといった優遇措置が存在している。

民間金融機関でも、事業の妥当性、担保提供の必要性等について精査を実施のうえ担保を受け入れているほか、社会福祉施設等の維持・継続の観点から、融資先が経営不振に陥ったからといって担保物件を直ちに処分しないことについては、独立行政法人福祉医療機構と変わりはないと考える。

社会福祉事業への円滑な資金供給の必要性は増しており、本件については、所轄庁への届出等で済むよう手続きを簡素化していただきたい。

(3)制度の現状・根拠法令

(制度の現状)

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことが求められる。このため、特に財政面において、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、社会福祉法第25条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこととしている。

このため法人存立の基礎となる基本財産を処分し、又は担保に供する場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要としている

一方、①独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合、②独立 行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して 担保に供する場合については、社会福祉施設の維持・存続という目的に即 して融資が行われることが明らかであり、また、同機構において、所轄庁 と同等の審査が行われること等から、所轄庁の承認を不要としている。

(該当法令等)

社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 25 条、社会福祉法人の認可について (平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、 児発第 908 号)

No.7 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化

(1) 要望の具体的内容

それぞれの開示債権に係る算定や検証等に要する事務負担の軽減等の観点から、2種類の基準による不良債権開示を一元化して頂きたい。

(2) 要望理由 (弊害の具体的内容等)

銀行の不良債権開示においては、①銀行法に基づく「リスク管理債権」と ②金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の2つの基準による不良債権 について、半期毎に開示しなくてはならない。

①については、貸出金のみを対象(分類も貸出金単位)としており、米国 基準との同等性や長期的な連結ベースでの比較可能性等の観点から開示が 求められている。

一方、②については、貸出金のほか支払承諾見返なども含めた総与信に係る債権を対象とし、その分類は要管理債権を除き債務者単位という点は、自己査定の区分に準じたものとなっているほか、導入から一定の年月を経ており、相応の時系列比較も可能であることから、現在では、一般的に不良債権のベンチマークとしては②が認知・定着していると認識している。

双方の不良債権額及びその比率は、類似指標となっているが、それぞれの 異なる算定や検証等には相応の時間を要していることから、銀行の事務効率 化の観点や一般の利用者に対して分かり易い開示とするため、是非一元化を 図って頂きたい。

尚、本要望は昨年 11 月にも提出しており「各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、慎重に検討を行う」とご回答いただいている。本要望は、事務負担軽減を目的としたものであるから、この点にご配慮いただいたうえで引き続き検討いただきたい。

(3)制度の現状・根拠法令

(制度の現状)

貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表している。

(該当法令等)

銀行法第 21 条、銀行法施行規則第 19 条の 2、金融再生法第 6 条、第 7 条、金融再生法施行規則第 2 条、第 4 条、第 6 条

No.8 規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し(新規要望)

(1) 要望の具体的内容

「規模が大きい特定保険募集人」には、次のいずれかの条件にあてはまる 場合に該当する。

【条件1】直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が15社以上

【条件 2】所属保険会社等の数が 2 社以上で、直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が 10 億円以上

この条件のうち、【条件1】については撤廃を検討いただきたい。

(2) 要望理由 (弊害の具体的内容等)

「規模が大きい特定保険募集人」の該当条件のひとつである「直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が 15 社以上」という要件は、課される義務対応の負荷を考えた場合、所属保険会社を 14 社以内に抑えるといった動きが生じる可能性がある。

このことは、十分な情報と豊富な選択肢を基に購入判断ができるような環境の整備や顧客が品揃え豊かなメニューを与えられ、中立的かつ専門的な助言を得ながら選択・購入できる仕組みを構築することの足枷にもなりかねないものと思料する。

「豊富な選択肢」や「品揃え豊かなメニュー」という顧客意向を満たす品揃えを実践しようとした場合、所属保険会社の数が 15 社以上になることは十分考えられ、かといって、事業規模が必ずしも大きくなるわけではなく、代理店にとっては、課される義務対応の負荷だけが膨らむことから、結果、条件に該当しないように所属保険会社数を制限して販売するといった、顧客本位に逆行しかねない状況が生じる可能性がある。

(3)制度の現状・根拠法令

(制度の現状)

「規模が大きい特定保険募集人」に該当した場合、「帳簿書類の備付け」及び「事業報告書の作成・提出」の義務が課せられる。

(該当法令等)

保険業法第303条・第304条及び保険業法施行規則第236条の2